

## 基準該当短期入所生活介護の基準（案）の概要について

基準該当短期入所生活介護の基準案については、前回の審議会でお示したところであるが、夜間における職員体制についてご指摘があった点を踏まえ、次の2つの考え方をお示し、再度ご審議いただくものである。

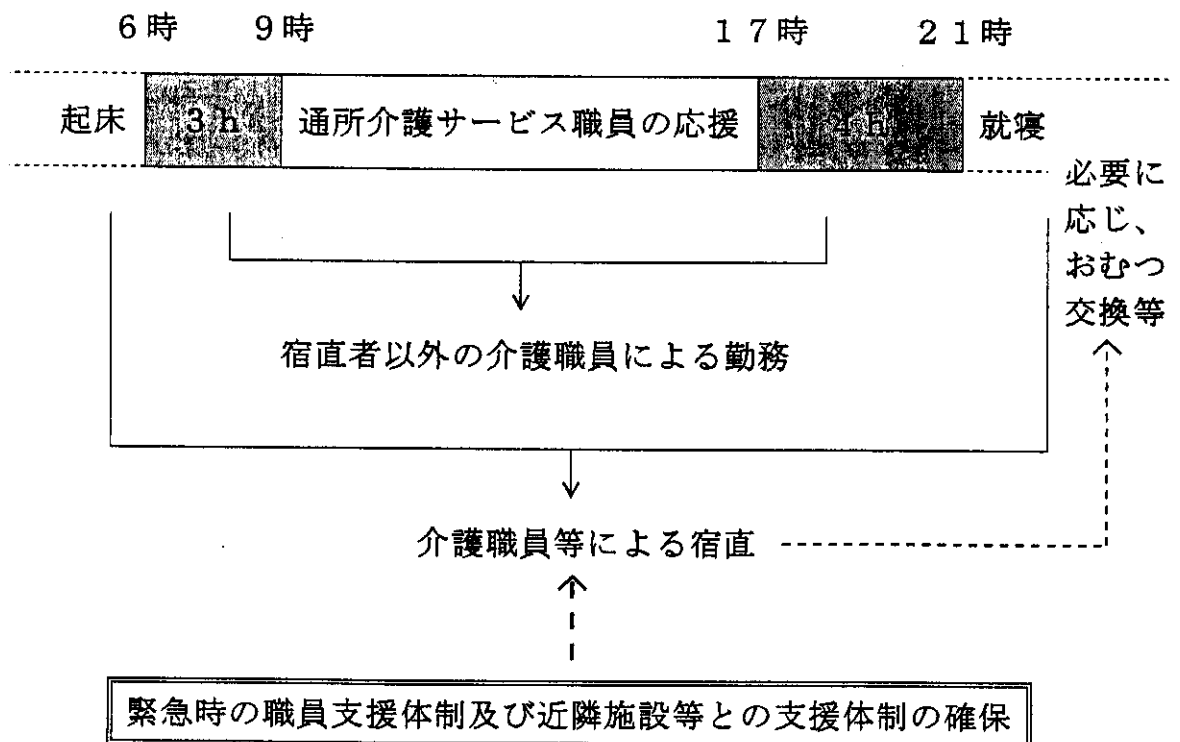
考え方1；利用者10人未満は、宿直体制で行う場合の基準	考え方2；夜勤体制で行う場合の基準
<p>1 規模・定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定通所介護事業所等に併設 (通所介護等の職員による支援体制の確保)</li> <li>○ 20床未満</li> </ul> <p>2 利用対象者</p> <p><u>利用者数が10人未満の場合で4に定める勤務体制で行っている場合は、原則として就寝時間中における介護等を必要としない者に限定</u></p> <p>3 職員体制</p> <p>利用者：介護・看護職員＝3：1 (5年間は4.1：1で可)</p> <p>4 夜間体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者10人以上…夜勤体制；介護職員が常時1人以上の配置</li> <li>○ <u>利用者10人未満…宿直で可とするが次の要件を満たした体制を備えること</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>※・宿直者は、看護・介護職員等の介護サービスが行える者であること</li> <li>・宿直場所は、居室に隣接（同一施設内）していること</li> <li>・ナースコール等の設備を有すること</li> <li>・就寝時間中も必要に応じ介護サービスを提供できる態勢であること</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 緊急時のバックアップ施設が確保されていること</p> <p>5 設備・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室以外は併設施設との兼用可</li> <li>○ 構造については、建築基準法、消防法に抵触しなければ可</li> </ul>	<p>1 規模・定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定通所介護事業所等に併設 (通所介護等の職員による支援体制の確保)</li> <li>○ 20床未満</li> </ul> <p><b>【課題】</b> <u>夜勤体制（少なくとも5人以上の職員配置が必要）とする場合には、介護報酬をどう設定するか。この場合、指定短期入所生活介護との均衡を考えると、介護報酬上は利用者10人以上のケースを想定した水準とせざるを得ないか。</u></p> <p>2 利用対象者</p> <p><u>要支援～要介護5</u></p> <p>3 職員体制</p> <p>利用者：介護・看護職員＝3：1 (5年間は4.1：1で可)</p> <p>4 夜間体制</p> <p>夜勤体制；介護職員が常時1人以上の配置</p> <p>○ 緊急時のバックアップ施設が確保されていること</p> <p>5 設備・構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室以外は併設施設との兼用可</li> <li>○ 構造については、建築基準法、消防法に抵触しなければ可</li> </ul>

(参考1)

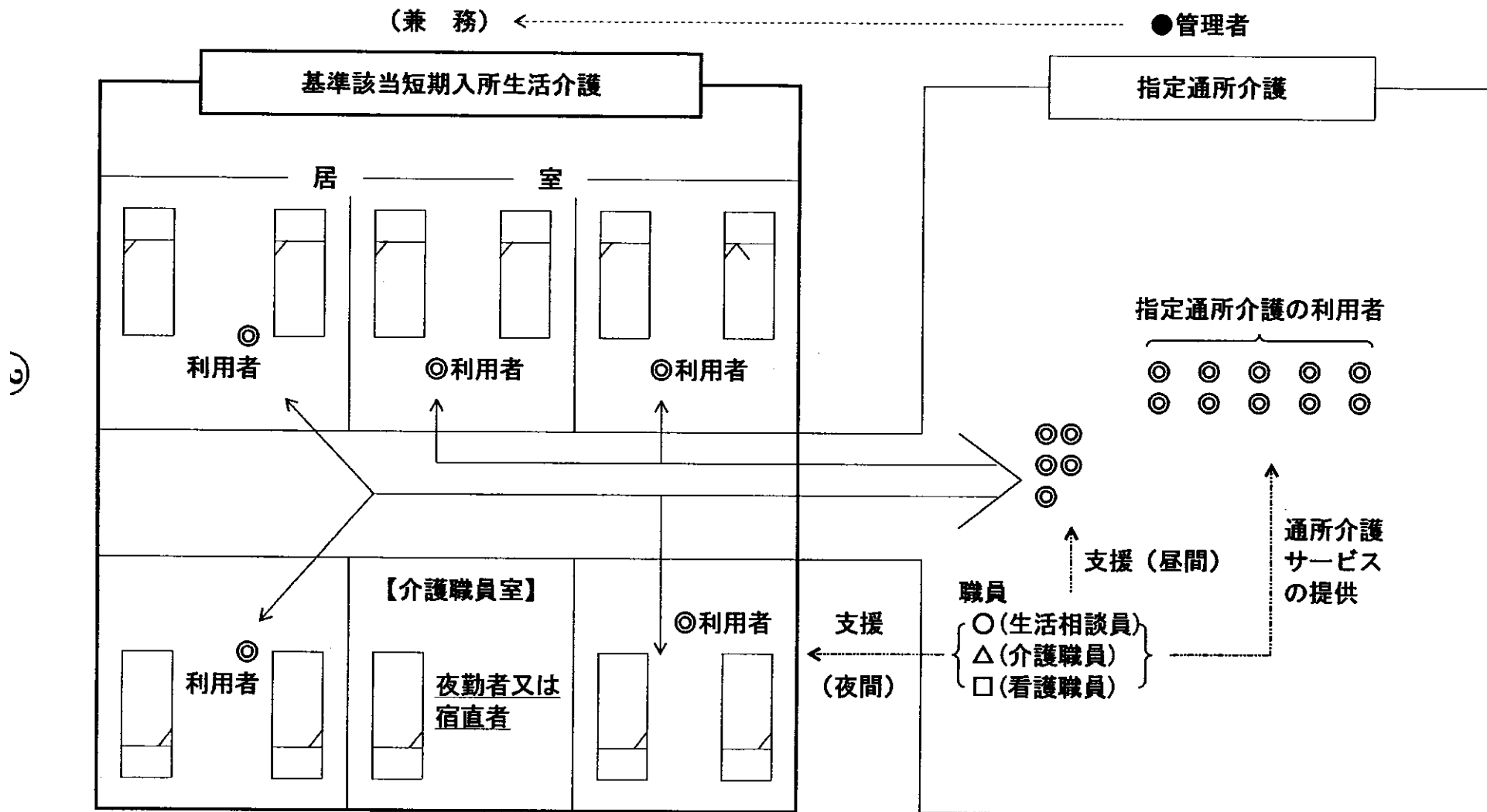
宿直体制時の勤務体制の取扱いイメージ

- ・ 日中の介護サービスは、通所介護の職員の協力を得ながら適切な介護サービスを提供する。(9:00~17:00)
- ・ 概ね17時から21時及び翌朝6時から9時までは、介護職員等による勤務体制を組んで対応。
- ・ 21時から翌朝6時までは、宿直者で対応。ただし、宿直者には次の要件を付す。
  - 1) 看護職員または介護職員等の介護サービスが行える者であること。
  - 2) 宿直の場所は、利用者の居室に隣接していること。
  - 3) ナースコール等の非常呼び出し設備を有すること。
  - 4) 就寝時間中も必要に応じ利用者に対する介護サービスを提供できる態勢であること

(イメージ図)



(参考2) 基準該当短期入所生活介護のイメージ (指定通所介護事業所に併設の場合)



(注) 通所介護の職員による昼間帯・夜間帯における短期入所生活介護業務に関する支援。